

### 第5回 登録を要しない要件「無償」①

#### そもそも「無償」って何のこと？

このコーナーでは、これより数回にわたり「無償」を取り上げます。今回は、まず「無償」とは何なのかという点を中心にお話ししたいと思います。

「無償」とは、道路運送法79条登録（旧80条許可）にもとづく福祉有償運送を意味する「有償」の対義語です。つまり、「無償」とは、福祉有償運送の登録が不要な移送サービスを指す言葉です。

“登録しないで移送サービスを行うなんて、違法行為では？”と思う方がいるかもしれませんが、「無償」は法的に正当性が認められた無登録の移送サービスであり、いわゆる白タクとはまったく別の物です。

世の中には登録・許可を必要としない移送サービスのかたちがある、ということは国も認めており、国交省は、道路運送法の登録や許可を受けなくても法的に問題がない移送サービスの形態について、事務連絡『道路運送法における登録又は許可を要しない運送の様態について』という、国の「無償」の考え方を記した文書を発行しています。以上をまとめると、「無償」とは国が認める登録が不要な移送サービスということができるでしょう。

#### 利用料をもらっても「無償」！？

「無償」という言葉には、注意が必要な点があります。それは、「無償」を話題にする時には「無償」と無償＝“利用料0円の移送”の区別を気をつけなければいけない、という点です。

「無償」にはさまざまなタイプがあると考えられています。“0円移送”もそのひとつですが、「無償」の形態はそれだけではありません。また、よくある誤解に、“1円でも利用料を取れば「有償(登録が必要)」だ”というものがありますが、利用料をもらう「無償」もあり得ます。この誤解の原因は「無償」と無償の混同と考えられます。

#### 「無償」の問題点 あいまい基準

では、具体的にはどのようなケースが「無償」に相当するのでしょうか？

残念なことに、この問いに答えることは大変困難です。というのは、明確な「無償」の基準というものが国から示されていないからです。

現在「無償」の基準となるものは、先ほどの事務連絡『道路運送法における～』しかありません。しかし、この事務連絡のなかに「無償」の判断基準についての記述は、“個々具体的な行為が、有償の運送として、登録や許可（中略）を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要である”という一文があるだけです。

つまり、「無償」に相当するかどうかはケースバイケースなので基準は設けない、というのが国の姿勢です。この基準のあいまいさは、「無償」が抱える最大の問題点でもあります。

次回は、事務連絡『道路運送法における～』を詳しくみていきましょう。

次回は…

登録を要しない要件「無償」②